

# 資料

# 1 中間見直し版計画策定の経過

年	月日	会議等	内容
2017 (H29)	6. 19 ~ 7. 7	高松市民の健康づくりに関する調査	アンケート調査の実施 ・対象者数:3,000人 ・回収数:1,423人(47.4%)
	12. 7	平成29年度第1回「健康都市推進ビジョン」中間見直しワーキンググループ会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価及び見直しにおける検討組織について ・スケジュール、目標項目・目標値について
2018 (H30)	2. 20	平成29年度第2回「健康都市推進ビジョン」中間見直しワーキンググループ会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価及び中間見直し版の計画内容について
	3. 23	平成29年度第3回「健康都市推進ビジョン」中間見直しワーキンググループ会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価について ※地域保健分野の大学教授による指導・助言を受けた
	3. 28	平成29年度第1回「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価について ※地域保健分野の大学教授による指導・助言を受けた
	4. 10	平成30年度第1回「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価について
	4. 18	平成30年度第1回「健康都市推進ビジョン」中間見直しワーキンググループ会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価について
	5. 2	平成30年度第2回「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版骨子(案)について
	5. 9	平成30年度第3回「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版骨子(案)について ※公衆衛生学の大学教授による指導・助言を受けた
	5. 14	第1回 高松市健康づくり推進本部会	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版骨子(案)について
	5. 18	第1回 高松市健康づくり推進幹事会	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版骨子(案)について
	5. 31	政策会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直しについて

年	月日	会議等	内容
2018 (H30)	6. 6	平成 30 年度 第 1 回 「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究班・ワーキンググループ合同会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間見直し版骨子(案)及び素案の作成について
	6. 29	平成 30 年度 第 2 回 「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究班・ワーキンググループ合同会議	・高松市健康都市推進ビジョンの中間評価と見直しの方向性について ・中間見直し版の素案作成について ※地域保健分野の大学准教授による指導・助言を受けた
	7. 12	平成 30 年度 第 1 回 高松市健康づくり推進懇談会	・平成 29 年度「高松市健康都市推進ビジョン」の推進状況について ・平成 30 年度「高松市健康都市推進ビジョン」の主な取組について ・高松市健康都市推進ビジョン中間評価及び見直しについて
	7. 19	平成 30 年度 第 2 回 「健康都市推進ビジョン」中間見直しワーキンググループ会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	7. 26	教育民生調査会	・高松市健康都市推進ビジョン中間評価及び見直しの方向性について
	8. 14	平成 30 年度 第 4 回 「健康都市推進ビジョン」中間見直し所内研究会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	8. 29	第 2 回 高松市健康づくり推進本部会	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	10. 4	政策会議	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	11. 1	平成 30 年度 第 2 回 高松市健康づくり推進懇談会	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	11.19	教育民生調査会	・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)について
	11. 26 ～ 12. 25	高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版(素案)についての意見募集(パブリックコメント)	・意見件数 26 件
2019 (H31)	3		・高松市健康都市推進ビジョン中間見直し版策定

## 2 高松市健康づくり推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に係る施策の総合的な推進を図るため、高松市健康づくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、懇談会の意見を聴くものとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき本市が策定する健康増進計画に関すること。
- (2) 市民及び関係団体の連携による健康づくり運動の推進に関すること。
- (3) 生活習慣の改善のための多様な情報提供及び効果的な啓発の推進に関すること。
- (4) その他健康増進計画の目標の達成に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉その他地域保健に関係する団体の代表者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号及び第3号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局保健所保健対策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の懇談会の会議及び委員の任期満了後における最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 【高松市健康づくり推進懇談会委員名簿】

(敬称略)

役職	氏名	団体等の役職名
会長	虫本 光徳	高松市医師会 理事
委員	穴吹 昇三	高松市歯科医師会 監事
	林 哉江	高松市薬剤師会 副会長
	松原 文子	香川県看護協会 常任理事
	三野 安意子	香川県栄養士会 会長
	山下 政勝	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長
	十河 美智子	高松市食生活改善推進協議会 会長
	喜田 清美	高松市保健委員会連絡協議会 会長
	松岡 敬三	高松青年会議所 理事長
	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 相談役
	豊島 實	高松市老人クラブ連合会 会長
	林 巍	高松市スポーツ協会 副会長
	中澤 宗治	香川県小学校教育研究会高松支部学校保健部会 部会長
	平尾 智広	香川大学医学部人間社会環境医学講座公衆衛生学 教授
	辻 よしみ	香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科 准教授
	岡田 和子	公募委員
花房 順子	公募委員	
松岡 義史	公募委員	

### 3 高松市健康づくり推進本部会要綱

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に係る施策の総合的な推進を図るため、高松市健康づくり推進本部会（以下「本部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康づくりに関する施策の総合的な検討及び推進に係ること。
- (2) 健康づくりに関する施策について各局間における連絡調整に係ること。
- (3) その他健康づくりに関する重要事項に係ること。

(組織)

第3条 本部会は、会長、副会長及び委員で組織し、会長は健康福祉局長を、副会長は保健所長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、本部会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 本部会は、その所掌事務に関して具体的な事項を検討するため、高松市健康づくり推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長は保健所長を、副幹事長は保健所次長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部会の庶務は、健康福祉局保健所保健対策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

市民政策局長 総務局長 財政局長 環境局長 創造都市推進局長 都市整備局長 消防局長 病院局長 教育局長
--

別表第 2（第 5 条関係）

局 名	職 名
市民政策局	政策課長 男女共同参画・協働推進課長 コミュニティ推進課長 暮らし安全安心課長
総務局	人事課長
財政局	財政課長
健康福祉局	健康福祉総務課長 国保・高齢者医療課長 障がい福祉課長 生活福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 地域包括支援センター長 子育て支援課長 こども園運営課長 保健対策課長 生活衛生課長 保健センター長
環境局	環境総務課長
創造都市推進局	産業振興課長 農林水産課長 スポーツ振興課長
都市整備局	都市計画課長
消防局	消防局総務課長
病院局	みんなの病院事務局総務課長
教育局	学校教育課長 保健体育課長 生涯学習課長

## 4 用語の説明 (五十音順)

### ●あ行

用語	用語の説明
アルコール依存症	長期間多量に飲酒した結果、アルコールに対し精神依存や身体依存をきたす精神疾患。
アルコール関連問題	飲酒によるアルコール依存症や肝機能障害などの健康被害ばかりでなく、家庭不和、職場の作業能率の低下、交通事故、犯罪などの社会問題を含めたもの。
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査。

### ●か行

用語	用語の説明
かかりつけ歯科医	生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理、相談のできる身近な歯科医のこと。
虚血性心疾患	メタボリックシンドロームによって動脈硬化が進行すると引き起こされる。代表的な虚血性心疾患に、狭心症と心筋梗塞がある。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
元気を広げる人	「元気を広げる人」養成講座を受講した人で、地域で高齢者の健康づくり（介護予防）を行うボランティア。
口腔機能	「食べ物をかむ・飲み込む」、「話す」、「顔の表情を作る」、「呼吸する」等、生きていく上での重要な口の働きのこと。
こころの健康セミナー	精神保健福祉の啓発の一環として、市民が精神保健に関心を持ち、精神疾患等についての理解を深めるため、保健センターが開催している。
こころの健康相談	こころの病気に関することや不安に思っていることなどを、電話や来所で相談を受ける。相談窓口の1つに、保健センターがある。
こころの体温計システム	携帯電話やパソコンを利用して、気軽にストレスや落ち込み度をチェックできるシステムで、セルフケアツールの1つ。 本市では、2016（平成28）年度からこのシステムを導入している。



●さ行

用語	用語の説明
3歳児健康診査	満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査。
COPD（シーオーピーディー） （慢性閉塞性肺疾患）	肺に炎症が起こることで、肺の細胞が壊れたり、気道が狭くなる病気。
歯間ブラシ	ワイヤーに細かいナイロンの毛のついたもので、歯と歯の間の清掃に使用する。歯間に合わせてブラシのサイズには種類がある。
主食・主菜・副菜	<p>主食：ごはん、パン、めん等の穀類を主な材料とした料理。炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになる。</p> <p>主菜：魚、肉、卵、大豆を主な材料とした料理。たんぱく質や脂質を多く含む。</p> <p>副菜：野菜、いも、海藻等を主な材料とした料理。いろいろなビタミン、鉄、カルシウム、食物繊維等を多く含む。</p>
受動喫煙	本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。継続的な受動喫煙は、健康に影響する。
小児生活習慣病予防検診	児童生徒が自分の健康状態を知り、望ましい生活習慣を身につけるとともに、生涯にわたって健康な生活を送ることを目的として、小学校4年生の希望者と、中学校1年生の抽出者のうち希望者を対象として実施する検診。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食生活改善推進員	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域で食を通じた健康づくり活動のボランティアをしている人。通称「ヘルスマイト」ともいわれている。ヘルスマイト養成講座にて、活動に必要な知識を習得し、食生活改善推進員として活動している。
食に関する関係機関や団体	市民の食生活改善のために、様々な活動を行っている団体等。高松市医師会、高松市歯科医師会、香川県栄養士会、高松市PTA連絡協議会、高松市保健委員会連絡協議会、高松市食生活改善推進協議会等がある。
知らん間に運動	「知らん間」とは、本市の方言で「いつの間にか」、「知らない間」という意味で、行事などに参加して意識していなくても、身体を動かして運動になっていたことを「知らん間に運動」と言う。
セルフケア	自分で自分の健康管理をすること。例えば、毎日の歯みがきや歯と歯ぐきの自己チェック、よくかんで食べるなど、家庭において自分で行うこと。
セルフケアツール	自分で自分の健康管理をするための道具や方法。
ソーシャルキャピタル	<p>「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本。</p> <p>出典：地域保健対策検討会報告書（平成24年3月27日）</p>

## ●た行

用語	用語の説明
高松市健康づくりウォーキングマップ	市内 44 地域コミュニティのエリアごとに地域の身近なコースを取りまとめたウォーキングマップ。ウォーキングコースは、全 113 コースで、約 1~6 km。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、地域の実情に沿って「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供するための体制のことで、2011（平成 23）年の介護保険法改正により、各市区町村による構築が義務化されている。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・推進が求められている。
ついでに運動	運動が主な目的ではなく、買物のついでに散歩するなど、「何かをするついでに」運動を行うこと。
電子母子健康手帳	紙ベースの母子健康手帳のサポート役。妊娠中の体調や出産・子育ての記録、予防接種の管理を、スマートフォンやタブレット等で行うことができる。本市の妊娠・子育て情報も掲載している。
デンタルフロス	歯と歯の間を清掃するナイロン製の糸で、歯ぐきを傷つけないようにゆっくり動かして、歯の側面の汚れをとる道具。

## ●な行

用語	用語の説明
ながら運動	家事等しながら大きく身体を動かしたり、ストレッチを行うなど、「何かをしながら」運動を行うこと。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
脳血管疾患	脳の血管が詰まる脳梗塞と脳の血管が破れる脳出血・くも膜下出血がある。いずれも高血圧が最大の原因。
のびのび元気体操	高齢者の健康づくり（介護予防）のために、本市が制作したオリジナル体操。音楽に合わせて行う体操で、会場や体操を行う人の体力に合わせて行えるように「イス編」、「立位編」がある。体操のDVDにはセルフマッサージ、ストレッチ、お口の体操も同時に収録されており、市内の地域包括支援センターや図書館などで貸出しを行っている。

## ●は行

用語	用語の説明
8020 (ハチマル・ニイマル) 運動	20 本以上自分の歯を保っていれば、ほぼ何を食べるにも困らないことから、80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保ち、生涯にわたり自分の歯で美味しく食べられるようにしようという運動。 (歯の喪失予防に取り組むための身近な目標として、60 歳で 24 本以上自分の歯を有する人の割合の増加を指標としている。)
BMI	ボディ・マス・インデックス (Body Mass Index) の略。 「体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)」で算出する指数のことで、肥満度を計るための国際的な指標、さらに、エネルギーの摂取量及び消費量のバランスの維持を示す指標にもなる。 参考：日本人の食事摂取基準 2015 年版における目標とする BMI の範囲。
FUN+WALK PROJECT (ファン プラス ウォーク プロジェクト)	スポーツ庁の官民連携プロジェクトで、1 日の歩数を普段よりプラス 1,000 歩 (約 10 分) することを目指し、歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものにする。「歩く」習慣の定着により、健康増進を目指す。
フレイル	病名ではなく、加齢により筋力や心身の活力が低下した状態を表す言葉。
ヘモグロビン A1c(エーワンシー)	1~2 か月前の平均血糖値を反映する検査。6.5%以上の場合、糖尿病が疑われる。

## ●ま行

用語	用語の説明
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を抱えた方が、同時に高血糖・高血圧・脂質異常のいずれか 2 つ以上をあわせ持っている状態のこと。

## ●ら行

用語	用語の説明
ロコモティブシンドローム	骨や関節、筋肉などの働きが衰える「運動器の障害」によって「立つ」「歩く」など移動能力が低下した状態のこと。進行すると日常生活に支障をきたし、要介護や寝たきりの状態になってしまうこともある。運動器の障害による関節の痛みは、50 歳代から増え始めるので、早めの対策が必要。

## 高松市健康都市推進ビジョン 中間見直し版

発行年月：2019（平成31）年 3月

発行・編集：高松市健康福祉局 保健所保健対策課

住所：〒760-0074 高松市桜町一丁目 10 番 27 号

電話：087 - 839 - 2860

FAX：087 - 839 - 2879

メールアドレス：[hc@city.takamatsu.lg.jp](mailto:hc@city.takamatsu.lg.jp)



高松市健康都市推進ビジョン  
中間見直し版